

(案)

(目的)	1
(定義)	1
(基本理念)	2
(基本指針の策定)	2
(基本施策)	3
(参入機会の確保)	3
(相互提案)	3
(団体登録制度)	4
(静岡市市民活動促進協議会の設置)	4

(目的)

第1条 この条例は、市民活動の促進に関する基本的事項を定めることにより、自立する市民が、市民活動と協働を通して、積極的に一人ひとりの能力を発揮し、地域の限りある資源を活用し、よりよいまちづくりに主体的に参画する市民都市の実現に寄与することを目的とする。 指針 1, 3p

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民活動 市民が営利を目的とせず、本市の社会的課題の解決に取り組む公益のために市内において行う活動であって、次に掲げる活動を除いた活動をいう。 指針定義, 24p

ア．宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動

イ．政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動

ウ．特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

(2) 市民活動団体 市民活動を行うことを主たる目的として、継続的に行う非営利団体をいう。 大和市、平塚市等

(3) 新しい公共 公共的サービスの提供を行政だけが担うのではなく、市民及び行政が協働して担うという考え方をいう。 指針 2-1, 4p

「市民」「協働」は自治基本条例で次のように定義されているため改めて定義しない。

市民「市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内において事業を行い、又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。」

協働「市民、市議会及び市の執行機関が、それぞれ自らの果たすべき役割及び責務を自覚して、自主性を相互に尊重しながら、協力し合い、又は補完し合うことをいう。」

(基本理念)

第3条 市民及び市は、新しい公共の考え方にのっとり、対等な関係のもとで、それぞれの特性に応じて役割を分担し、積極的に地域社会に関わり、能力を発揮し、誰もが心豊かに安心して暮らすことができるまちの実現に努めなければならない。 指針 1,3p

2 市民及び市は、市民一人ひとりの参画意識、先駆性、創造性、自立性を尊重するとともに、市民による市民活動が経済的に自立し継続して力を発揮できる環境づくりに努めなければならない。 指針 6-1,16p

3 市民活動団体及び市は、それぞれが持つ情報を積極的に公開し、可能な限り多くの市民が市民活動に参画できるように努めなければならない。 指針 6-2,16p

4 市民及び市は、対等な立場で活発なコミュニケーションを交わし、相互理解を深め信頼関係を築くように努めなければならない。 指針 6-3,16p

(基本指針の策定)

第4条 市は、市民活動の促進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、市民活動促進のための基本指針(以下「基本指針」という。)を定めなければならない。 仙台市ほか

2 基本指針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 市民活動の促進に関する市の基本的な考え方

(2) 市民活動の促進に関する市の基本的な施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、市民活動の推進に関する重要な事項

3 市長は、基本指針を定めようとするときは、市民活動を行う者及び市民の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、静岡市市民活動促進協議会(以下「促進協議会」という。)の意見を聴かなければならない。 仙台市

(基本施策)

第5条 前条第2項第2号に掲げる基本施策には、市民活動の促進に関する次に掲げる事項を定めるものとする。 条例部会資料

- (1) 市民一人ひとりの市民活動への参画及び組織化の促進に関すること。
- (2) 市民活動団体の発展、活性化に関すること。
- (3) 市民活動団体と市の協働事業の促進に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市民活動の促進のため必要な事項

<p>【別案1】 <u>指針5,11p</u></p> <ol style="list-style-type: none">(1) 市民及び市職員の意識改革に関すること。(2) 協働の推進に関すること。(3) 市民活動団体及び人材の育成に関すること。(4) 協働事業の評価、検証の推進に関すること。(5) 前各号に掲げるもののほか、市民活動の促進のため必要な事項	<p>【別案2】 <u>蒲原町、仙台市ほか</u></p> <ol style="list-style-type: none">(1) 市民活動の拠点整備に関すること。(2) 市民活動の公共サービスへの参入機会の確保に関すること。(3) 市民活動を行うもの、市民及び市相互の連携及び交流の推進に関すること。(4) 人材の育成に関すること。(5) 情報の収集及び提供に関すること。(6) 市民活動を行うものの活動資金に関すること。(7) 前各号に掲げるもののほか、市民活動の促進のため必要な事項
---	--

(参入機会の確保)

第6条 市は、市が行う業務のうち専門性、地域性、市民参加性等の市民活動の特性を活かすことができるものについて、業務委託等の方法により、公共サービスの実施主体としての市民活動の参入の機会を拡大するよう努めるものとする。 横須賀市

<p>【別案1】市は、市民活動を促進するため、専門性、地域性、市民参加性等の特性を活かすことができる業務について、参入の機会を提供するよう努めるものとする。 <u>藤沢市ほか</u></p> <p>【別案2】市は、公共サービスの実施主体として、その事業の実施に当たっては、市民活動の参入機会の提供に努めるものとする。 <u>蒲原町、箕面市ほか</u></p>

(相互提案)

第7条 市は、市民活動団体が市が実施すべき協働事業について提案を行い、又は市が実施しようとする協働事業について市民活動団体に対して募集又は提案を行うための仕組みを整備するものとする。 協働市

場要綱

- 2 前項の仕組みは、別に定める。

協働市場

(団体登録制度)

第8条 参入機会の提供を受けようとする市民活動団体は、別に定める申請書を市長に提出して、あらかじめ登録を受けなければならない。 箕面市ほか

下線部の別案

【別案1】市の事務を受託しようとする市民活動団体 池田市ほか

【別案2】協働事業を行おうとする市民活動団体 大和市、志木市

【別案3】支援措置を受けようとする市民活動団体 羽咋市（支援措置：市が所有する土地、施設等を貸付け、使用料を減額又は免除する等の措置）

(仮称) 市民活動団体登録要綱 (?)

- 2 市長は、前項の申請が市民活動団体の要件に適合すると認めるときは、登録し、その申請の内容については公開するものとする。 箕面市ほか
- 3 前項の規定により登録された市民活動団体は、その登録の申請の内容に変更があったとき、又は解散したときは、速やかに、市長にその旨を届け出なければならない。 箕面市ほか
- 4 市長は、第2項の規定により登録された市民活動団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。 箕面市ほか
 - (1) [宗教・政治に関する] 活動を行ったとき
 - (2) 第1項の申請又は前項の届出に関し虚偽の事実があったとき
 - (3) 役員の数足を充足することができなくなったとき

登録制度の性格についての検討

一般的には、登録制は団体の公的信用力（広く一般市民に対する信用）を高める狙いがある。

信用力を高めようとする、資格審査の厳格性を高めなければならない。しかし、NPO法が公益法人制度の反省から公的関与を排除するために「認可」ではなく「認証」としていることを考えると、登録制度をNPO法人の資格要件より厳格にすることは適切ではない。一方、NPO法人よりも緩い要件にすると信用力を付与するようなレベルではなくなる可能性がある。

登録団体側、市の事務局、双方に事務負担が生じる。

安易な気持ちで、あるいは見せかけの信用力を得るために簡便な方法での登録制度を望む団体（あるいは個人事業者等）は少なくないと思われる。そうした団体を扱うか。

広い意味での登録制度より、具体的な協働事業の発生時に登録するタイプの方が、運用が容易である。

(静岡市市民活動促進協議会の設置)

第9条 市は、市民活動の促進に関して必要な事項を調査審議するため、静岡市市民活動促進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、市民活動の促進に関し必要な事項について、市長に意見を述べることができる。
 - 3 第1項から前項までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。
- 市民活動促進協議会設置要綱